(十五) 二十五パーセント還元時間試験（発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射する場合に限る。）　二十五パーセント還元時間（発泡前の泡水溶液の容量の二十五パーセントの泡水溶液が泡から還元するために要する時間をいう。以下同じ。）は、六十秒以上であること。

(十六) 表示　次のイからヘまでに掲げる事項を、見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ　製造者名又は商標

ロ　製造年

ハ　標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

標示温度の区分	色別
六十度以上七十五度未満	無
七十五度以上百二十一度未満	白

ニ　取付け方向

ホ　有効放射範囲

ヘ　閉鎖型泡水溶液ヘッドであることを表す旨

二　開放型泡水溶液ヘッドの性能等

開放型泡水溶液ヘッドの性能等は、次に掲げる事項において、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 構造　ヘッドの構造は、次のイからハまでに適合するものであること。

イ　配管への取付け等の取扱いに際し機能に影響を及ぼす損傷又はくるいを生じないこと。

ロ　ほこり等の浮遊物により機能に異常を生じないこと。

ハ　ヘッドの取付けねじは、ＪＩＳ　Ｂ　〇二〇三に適合するおねじのうち呼びＲ１／２、Ｒ３／４のもの又はこれに相当する呼びの管用テーパおねじであること。

(二) 材質　ヘッドの材質は、次のイからハまでに適合するものであること。

イ　時間の経過による変質により性能に悪影響を及ぼさないこと。

ロ　ヘッドの取付け部及びフレームの材質は、ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇若しくはＪＩＳ　Ｈ　五一一一に適合し又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

ハ　デフレクターの材質は、ＪＩＳ　Ｈ　三一〇〇、ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇若しくはＪＩＳ　Ｈ　五一二一に適合し又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

(三) 腐食試験　ヘッドは、濃度五十パーセントの硝酸水溶液に三十秒浸漬し、水洗いした後、濃度十グラム毎リットルの硝酸水銀の水溶液に三十分間浸漬しても亀裂又は破損を生じないこと。

(四) 放射量試験　ヘッドは、使用圧力範囲の下限値における全放射量を測定した場合において、次の式で定めるＫの値が許容範囲内であること。

$Q = K\sqrt{10P}$

Ｑ　放射量（リットル毎分）

Ｐ　放射圧力（メガパスカル）

Ｋ　流量定数

Ｋの許容範囲　設計値×$\left(1 \pm \frac{5}{100}\right)$

(五) 放射分布試験　ヘッドの放射分布は、使用圧力範囲の放射圧力で放射した場合、次のイ及びロに適合するものであること。

イ　発泡倍率五倍未満で泡水溶液を放射するヘッドにあっては、別図第二に示す放射分布試験装置を使用して各採取ますへの放射量を測定した場合において、ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採取ますの採取量の平均値の分布曲線が別図第三に示す放射分布曲線より上にあり、全放射量の六十パーセント以上がヘッドの有効放射範囲に七十センチメートルを加えた範囲にある採取ますに放射され、かつ、同心円上の各採取ますの採取量の差が少ないものであること。

ロ　発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射するヘッドにあっては、別図第四に示す放射分布試験装置を使用して、取付け高さの上限及び下限において放射した場合、各採取ます一個あたりの泡水溶液採取量が、平均値で〇・三七キログラム毎分以上、かつ、最低値が〇・一五キログラム毎分以上であること。

(六) 発泡倍率試験（発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射する場合に限る。）　発泡倍率は、使用圧力範囲の上限値及び下限値で発泡させた場合、それぞれ五倍以上のものであること。

(七) 二十五パーセント還元時間試験（発泡倍率五倍以上で泡水溶液を放射する場合に限る。）　二十五パーセント還元時間は、六十秒以上であること。

(八) 表示　次のイからホまでに掲げる事項を、見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ　製造者名又は商標

ロ　製造年

ハ　取付け方向

ニ　有効放射範囲

ホ　開放型泡水溶液ヘッドであること表す旨

三　感知継手の性能等

感知継手の性能等は、次に掲げる事項において、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 構造　感知継手の構造は、次のイからヘまでに適合するものであること。

イ　配管への取付け等の取扱いに際し、機能に影響を及ぼす損傷又はくるいを生じないこと。

ロ　弁体は常時閉鎖状態にあり、ヒュージブルリンク又はグラスバルブの作動後、一次側加圧水により開放すること。

ハ　作動時に分解する全ての部分は弁体の動作を妨げないものであること。

ニ　組み立てられた感知継手の各部にかかる荷重の再調整ができない措置を講じたものであること。

ホ　ほこり等の浮遊物により機能に異常を生じないこと。

ヘ　感知継手の取付けねじは、ＪＩＳ　Ｂ　〇二〇三管用テーパめねじのうち、Ｒｃ１／２、Ｒｃ３／４、Ｒｃ１又はこれに相当する呼びの管用テーパめねじであること。

(二) 材質　感知継手の材質は、次のイ及びロに適合するものであること。

イ　時間の経過による変質により性能に悪影響を及ぼさないこと。

ロ　感知継手の取付部及びフレームの材質は、ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇若しくはＪＩＳ　Ｈ　五一一一に適合し、又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

(三) 強度試験　次のイからハまでに適合するものであること。

イ　次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ、同表下欄に掲げる試験温度又は標示温度より十五度低い温度のいずれか低い温度に三十日間放置した後、二・五メガパスカルの静水圧力を五分間加えても漏水しないこと。

標示温度の区分	試験温度
七十五度未満	五十二度
七十五度以上百二十一度未満	八十度

ロ　任意の方向に最大加速度百ｇ（ｇは重力の加速度とする。）の衝撃を五回加えても機能に異常を生じないこと。

ハ　設計荷重の二倍の引張荷重を感知継手の軸心方向に加えた場合におけるフレームの永久歪の量は、設計荷重を加えた場合におけるフレームの歪の量の五十パーセント以下であること。